

環境保全に関連する補助・助成・融資制度等

区分	項目	制度等名称
市民	家庭に合併処理浄化槽を設置する	長野市合併処理浄化槽設置事業補助金
	家庭に生ごみ処理機器を設置する	長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金
	景観形成市民団体として認定を受けた団体の活動に要する経費、景観の形成に関する協定の締結に要する経費、その他市長が景観の形成に著しく寄与すると認める経費	長野市景観形成推進事業補助金
	太陽光発電システムを住宅、店舗等に設置する	長野市太陽光発電システム普及促進事業補助金
農家	性フェロモン剤や天敵利用により、農薬の使用量を低減する	生物利用等環境保全型農業推進事業
	生分解性マルチの導入により環境負荷の軽減を図る	生分解性マルチ導入推進事業
	畜産経営をされ、ふん尿処理機械・施設等を設置する	畜産経営改善事業 農業機械化補助金事業

対象	補助・助成 融資額 (率)	所管
<p>公共下水道や農業集落排水事業の計画区域外</p> <p>専用住宅または住宅部分が延べ床面積の1/2以上の併用住宅</p> <p>別荘・事業所及び販売を目的とした住宅に設置する場合は対象外</p>	<p>< 補 > 5人槽; 450,000 円</p> <p>6～7人槽; 550,000 円</p> <p>8～10人槽; 700,000 円</p>	環境政策課
<p>生ごみ自家処理機器またはそれに相当すると認める物の購入</p>	<p>< 補 > コンポスト容器・ぼかし容器 ; 3,000 円以内/個 電動(手動)生ごみ処理機;購入額の 1/2 以内 (限度額;30,000 円 100 円未満切捨て。同年度内の購入品のみ)</p>	生活環境課
<p>長野市景観形成市民団体</p>	<p>< 補 > 補助率 3 分の 2 以内</p> <p>補助限度額 20 万円</p> <p>補助する期間 通算 5 年に限り交付</p>	まちづくり推進課
<p>市内にある自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する者</p> <p>市内に有する店舗、事務所、倉庫、その他の建築物に太陽光発電システムを設置する者で市内に住所を有する者</p> <p>(いずれも、市税に滞納が無いこと)</p>	<p>< 補 > 4kw 以下の部分 : 1kw 当たり 3 万円 4kw を超える部分 : 1kw 当たり 7 万円</p> <p>上記に区分した出力ごとの金額に対象システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額 (限度額 33 万円、1,000 円未満切り捨て)</p>	環境政策課
<p>性フェロモン受益面積 3ha 以上</p>	<p>< 補 > 認定事業費の 2/10 以内</p> <p>実施期間 平成 13～17 年度</p>	農政課
<p>受益戸数 3戸以上</p> <p>生分解性マルチシートの購入に係る経費</p>	<p>< 補 > 認定事業費の 3/10 以内</p>	
<p>受益戸数がおおむね 3戸以上</p> <p>ふん尿処理機械・施設等の整備に要する経費</p>	<p>< 補 > 認定事業費の 3/10 以内</p>	

区分	項目	制度等名称
事業主	事業所内の緑化をする	長野市事業所等緑化補助金
	事業所で環境保全対策を講じる	長野市中小企業振興資金融資制度(環境保全対策資金)
	工場に公害防止施設を設置する	長野市産業立地助成制度(公害防止施設設置事業)
	工場内の緑化をする	長野市産業立地助成制度(工場等緑化事業)
	太陽光発電システムを事業所等に設置する	長野市太陽光発電システム普及促進事業補助金

対象	補助・助成・融資額(率)	所管
敷地 1,000 m ² 以上の事業所を新設等する場合 敷地 3,000 m ² を超える屋外駐車場を新設等する場合 敷地 3,000 m ² を超える土砂等の採取跡地の場合(長野市緑を豊かにする条例に従って行った場合)	<補> ポット苗及び樹木(仕立物を除く)の購入費、土壌改良材の購入費(ふるさとの森づくりの場合)を併せた経費の1/2以内(限度額:20万円)	公園緑地課
オゾン層保護のためフロンガス対策設備の導入、地球温暖化防止のため太陽光発電設備の導入をする方等、環境保全対策を講じる方。	<融> 設備(限度額:4,000万円)返済期間10年 措置1年(利率:年2.1%)	商工振興課
	<融> 運転(限度額:2,000万円)返済期間5年 措置1年(利率:年2.1%)	
	<融> 設備・運転併用(限度額:4,000万円)返済期間 設備10年 運転5年 措置1年(利率:年2.1%)	
工場を有する者が施設費 300万円以上の公害防止施設を設置する場合	<助> 事業費の20/100以内(限度額:年額1,000万円)	
工場を有する者又は市等が分譲する産業団地に事業所を有する者が、工場等の敷地面積の10/100以上に樹木等を植栽する場合	<助> 事業費の20/100以内(限度額:年額5,000万円)	
市内に有する事務所または事業所等に太陽光発電システムを設置する法人(市税に未納の無いこと)	<補> 4kw以下の部分:1kw当たり3万円 4kwを超える部分:1kw当たり7万円 上記に区分した出力ごとの金額に対象システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額(限度額54万円、1,000円未満切り捨て)	環境政策課